令和4年

第21回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日　　令和4年11月28日（月）

伊勢原市農業委員会

第21回 伊勢原市農業委員会総会議事録

１　開催日時
令和４年１１月２８日（月）　午前１０時００分から午前１０時３２分まで

２　開催場所
伊勢原市役所２階　２Ｃ会議室

３　委員在任定数　　１０名

(1)	杉本　和彦	(6)	越水　一雄
(2)	大木　克美	(7)	三野　孝文
(3)	重田　千秋	(8)	麻生　伸一
(4)	田中　光男	(9)	市川　正美
(5)	古屋　幸男	(10)	鈴木　雅之

４　出席委員数
１０名（その他、農地利用最適化推進委員１１名出席）

５　欠席委員
なし

６　署名委員
杉本　和彦、田中　光男

７　議　長
鈴木　雅之

８　事務局等職員出席者
・伊藤　陽一（事務局長）
・青木　優
・服部　孝喜
・片山　淳二

９　傍聴者
なし

10　審 議 内 容　　（開会　午前１０時００分）

［事 務 局 長］　只今より第２１回伊勢原市農業委員会総会を開会いたします。本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴を希望されている方はございません。全員出席でございますので、定足数に達していることを御報告いたします。

［議　　長］　それでは、只今から、第２１回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、１番・杉本和彦委員と４番・田中光男委員の両名にお願いをいたします。それでは、議事に入ります。
　本日の審議事項は、報告５件、議案３件の計８件となっております。まず、報告より入ります。

［議　　長］　報告第１号、農地法第３条の３の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　この届け出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届け出が必要となります。
　議案書の１ページをご覧ください。内訳は、大田地区で１件、比々多地区で２件、成瀬地区で３件、伊勢原地区で４件の届出を受理しています。いずれも第三者への斡旋の希望はありませんでした。以上です。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。相続により、所有権を取得した旨の届出が１０件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。
【　質問なし　】

［議　　長］　報告第２号、農地法第４条第１項第８号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするときは、農地法第４条第１項第８号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。
　お手元資料のとおり伊勢原地区の４件及び成瀬地区の１件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

届出内容について、補足いたします。

報告第２号の１については、昭和５４年頃に宅地、第２号の３については、昭和４２年頃に宅地、第２号の５については、平成７年頃に資材置場に転用したものであり、それぞれ農地法上の支障はないと考えられることから、追認することに支障はありません。

また、第２号の２については、集合住宅、第２号４については、宅地に転用するものです。以上です。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。市街化区域内の農地転用の届出が５件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【　質問なし　】

［議　　長］　報告第３号、農地法第５条第１項第７号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、農地法第５条第１項第７号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり伊勢原地区の３件、成瀬地区の１件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

届出内容について、補足します。

報告第３号の１及び２については、露天駐車場として、報告第３号の３及び４については、宅地造成を行うものとして転用を行うものです。以上です。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。市街化区域内で権利移動を伴う農地転用の届出が４件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【　質問なし　】

［議　　長］　報告第４号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　この証明は、相続税納税猶予期間の３年ごとの証明です。伊勢原地区で２件、成瀬で１件の申請がありました。

報告第４号の１、申請人は粟窪にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和４年１０月１２日、対象農地の明細は１０ページから１１ページです。粟窪字林窪に３筆、同林台に１筆、同字西石田に５筆、同字廣町に２筆、同字仲丑窪に３筆、合計１４筆、面積は６，４４８平方メートルです。１０月１４日に事務局で現地調査を行い、水稲の稲刈り跡、露地野菜等の作付を確認しています。１０月１７日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第４号の２、申請人は東大竹にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和４年１１月７日、対象農地の明細は１２ページです。岡崎字天神下に３筆、合計面積は６０５平方メートルです。１１月９日に事務局で現地調査を行い、大根、ブロッコリー等の露地野菜の栽培を確認しています。１１月１０日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第４号の３、申請人は池端にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和４年１１月４日、対象農地の明細は１３ページから１４ページです。池端字久保に２筆、同字西池田に１筆、同字五反地に４筆、同字砂田に１筆、沼目字澤尻に４筆、沼目１丁目に３筆、合計１５筆、面積は７，８６５平方メートルです。１１月９日に事務局で現地調査を行い、水稲の刈込跡、薩摩芋、里芋等の露地野菜の作付を確認しています。１１月１０日付け専決処分で証明書を発行しました。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。引き続き農業経営を行っている旨の証明願いが３件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【　質問なし　】

［議　　長］　報告第５号、農地法第１８条第６項の規定による届出書について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　賃貸借が行われている農地について、貸し手・借り手の合意で解約をする場合には、農地法第１８条第６項の規定に基づく合意解約の通知を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料のとおり成瀬地区で１件及び大田地区の１件について、専決により通知を受理しましたので報告します。

通知内容について、補足いたします。

報告第５号の１については、賃借人が耕作することが見込まれないため、解約に至ったものです。

次に、報告第５号の２については、高齢による規模縮小のため、解約に至ったものです。以上です。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。農地法第１８条第６項の規定による届出が２件あったということですが、何か御質問がございましたらお願いいたします。

【　質問なし　】

［議　　長］　議案第１号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認については、農業委員会等に関する法律第３１条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、事務局は、関係委員を退室させてください。

【　関係委員　退室】

議事を進めます。議案第１号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　この確認は相続税の納税猶予の２０年経過の出口調査で、税務署の依頼により農業委員会が調査し税務署に提出するものです。今回平塚税務署から大山高部屋地区で１件、大田地区で２件の依頼がありました。

議案第１号の１、整理簿番号Ｈ１４Ａ００１、特例農地の利用状況確認書は議案書の１７ページから１８ページです。対象者は子易にお住まいの方で、子易字スワウラに７筆、合計面積２，１３２平方メートルを特例農地としております。１１月１６日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、栗、柿、みかんの栽培を確認し、適正に管理がされていました。

次に、議案第１号の２、整理簿番号Ｈ１４Ａ００４、特例農地明細は議案書の１９ページから２１ページです。対象者は上谷にお住まいの方で、下糟屋字又口に５筆、上谷字長大縄に８筆、同字島合に２筆、合計１５筆、面積７，２６５平方メートルを特例農地としております。１１月16日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、水稲の刈込後、キャベツ、緑肥等の栽培を確認し適正に管理がされていました。

議案第１号の３、整理簿番号Ｈ１４Ａ０１２、特例農地明細は議案書の２２ページです。対象者は平塚市にお住まいの方で、小稲葉字大

上に１筆、面積１，１３５平方メートルを特例農地としております。１１月１５日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、水稲の刈込後を確認し、適正に管理がされていました。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。議案第１号の１につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

［ 委 員］　１１月１６日に事務局と私が、１１月２４日に地区委員・推進委員計４名で現地を確認しました。事務局説明のとおり、適正に管理がされていました。

［議　　長］　次に、議案第１号の２につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

［ 委 員］　１１月１５日に事務局と、１１月２２日に地区委員・推進委員計４名で現地を確認しました。事務局説明のとおり、適正に管理がされていました。

［議　　長］　次に、議案第１号の３につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

［ 委 員］　先ほどと同じく、１１月１５日に事務局と、１１月２２日に地区委員・推進委員計４名で現地を確認しました。事務局説明のとおり、適正に管理がされていました。

［議　　長］　事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第１号の１について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。
【　質疑なし　】

［議　　長］　無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第１号の１について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
【　挙手全員　】

［議　　長］　挙手全員。よって、議案第１号の１については、「原案のとおり認める」ことといたします。

［議　　長］　議案第１号の２について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。
【　質疑なし　】

［議　　長］　無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第１号の２について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
【　挙手全員　】

［議　　長］　挙手全員。よって、議案第１号の２については、「原案のとおり認める」ことといたします。

［議　　長］　議案第１号の３について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。
【　質疑なし　】

［議　　長］　無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第１号の３について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。
【　挙手全員　】

［議　　長］　挙手全員。よって、議案第１号の３については、「原案のとおり認める」ことといたします。事務局は、関係委員を入室させてください。
【　関係委員　入室　】

［議　　長］　議案第２号、農地法第３条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、成瀬地区で１件、大山高部屋地区で１件の申請がありました。
議案第２号の１、　図面番号は１番です。あわせて公図をご覧ください。
申請地は池端字下中澤の６筆、合計面積は１，６８５平方メートルの畑です。譲渡人は下糟屋にお住いの方で、譲受人は譲渡人の息子さん

です。今回、経営移譲のため、無償にて所有権を移転します。譲受人世帯の経営農地面積は１２，６４８平方メートルで、下限面積の特段の面積の３０アールを超えているため、農地取得に支障はありません。

移譲する農地に露地野菜が栽培されていました。１１月１５日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、譲受人が経営している他の農地には、水稲の刈込跡、キャベツ、ブロッコリー等の露地野菜等が作付けされ、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第３条第２項各号該当事項はありませんでした。

次に、議案第２号の２、　図面番号は２番です。あわせて公図をご覧ください。

申請地は子易字南澤の２筆、合計面積は６２５平方メートルの畑です。譲渡人は三ノ宮にお住いの方で、譲受人は譲渡人の息子さんです。今回、経営移譲のため無償にて所有権を移転します。

譲受人世帯の経営農地面積は１４，０５０平方メートルで、大山地区の下限面積の特段の面積の２０アールを超えているため、農地取得に支障はありません。

移譲する農地にはみかんが栽培されていました。１１月１６日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、譲受人世帯が経営している他の農地については、みかん、柿等が作付けされており、適正に管理されていました。農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第３条第２項各号該当事項はありませんでした。以上です。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。議案第２号の１につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

［ 委 員］　１１月１６日に地区担当委員及び推進委員で現地を確認しました。事務局の説明のとおり、特段問題はございませんでした。

［議　　長］　次に、議案第２号の２につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

［ 委 員］　１１月６日に譲受人の経営農地及び対象地を事務局と確認しました。また、１１月２４日に地区委員・推進委員計４名で対象地を確認しました。事務局の説明のとおり、適正に管理されていました。

［議　　長］　事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第２号の１について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【　質疑なし　】

［議　　長］　無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第２号の１について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【　挙手全員　】

［議　　長］　挙手全員。よって、議案第２号の１については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

［議　　長］　議案第２号の２について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【　質疑なし　】

［議　　長］　無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第２号の２について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【　挙手全員　】

［議　　長］　挙手全員。よって、議案第２号の２については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

［議　　長］　議案第３号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局から説明をお願いします。

［事　務　局］　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、同意市町村である伊勢原市が農用地利用集積計画を定める場合、「農業委員会の決定」が必要です。

お手元資料にあります５件の申出について、順に説明申し上げますので、御審議をお願いします。

なお、これらについて決定いただける場合は、１２月１日が利用権の始期となるよう、以後の手続きを進めていくこととなります。

まず、議案第３号の１、成瀬地区、石田字扇田の２筆、計１，０５７平方メートルの賃貸借について、受け手は、本市の認定農業者かつ

人・農地プランに位置づけられた中心経営体であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

次に、議案第３号の２、大田地区、上谷字前田の８筆、計５，８４６平方メートルの使用貸借について、本件は、農地中間管理事業により神奈川県知事が指定した農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が受け手となるものです。

次に、議案第３号の３、大田地区、上谷字前田の１筆、９８０平方メートルの賃貸借について、受け手は、議案第３号の１の受け手と同じ農業者となります。

次に、議案第３号の４、大田地区、上谷字島合の２筆、下谷字中才の１筆、小稲葉字八ツ田の２筆、計４，７１２平方メートルの賃貸借について、受け手は、議案第３号の１の受け手と同じ農業者となります。

次に、議案第３号の５、高部屋地区、日向字落合の１筆、１００平方メートルの解除条件を附した賃貸借について、本件は、受け手である本市の認定農業者かつ人・農地プランに位置づけられた中心経営体が、今まで利用していた農地が伊勢原大山インター土地区画整理事業地内であるため、他の農地に移転せざるを得ず、今年の４月に本地の１００平方メートルを除いた面積を利用権設定し、着々と移転作業を行っております。この度の議案は、土地区画整理事業対象地に設置している農業用倉庫を本地に移転するものであり、農業経営基盤強化促進法の基本要綱別紙９の第１の２及び３の規定により、開発して農業用施設用地とすることが適当な土地として、関係法令の要件を満たし、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致するものとなります。

なお、「解除条件付き」とは、借り受けた農地を適切に利用していないと認められる場合に、利用権を解除する旨の条件を付して利用権設定を行うものとなります。以上、御審議をお願いします。

［議　　長］　事務局の説明が終わりました。議案第３号の５について、地区担当委員から補足説明をお願いします。

［ 委 員］　１１月２４日に地区委員・推進委員計４名で現地を確認しました。

借受人の農業意欲も確認できたこと、用途についても問題ないことを確認しています。

［議　　長］　事務局並びに地区担当委員の説明が終わりましたので審議に入ります。議案第３号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【　質疑なし　】

［議　　長］　無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第３号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【　挙手全員　】

［議　　長］　挙手全員。よって、議案第３号については、「原案のとおり認める」ことといたします。

［議　　長］　以上をもちまして、第２１回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【午前１０時３２分　終了 】